

## 名古屋市強度行動障害児受入環境整備補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 名古屋市強度行動障害児受入環境整備補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内で交付するものとし、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所又は法第7条第1項に規定する障害児入所施設（いずれも本市に所在するものに限る。以下「対象施設等」という。）において、本市による障害児通所給付費の通所給付決定若しくは障害児入所給付費に係る入所給付決定又は法第27条第1項第3号若しくは同条第2項の規定による入所措置を受けた強度行動障害児を円滑に受け入れるための環境整備（以下「環境整備」という。）に要する経費に充てるために交付することにより、当該強度行動障害児の地域での安定した生活を支援することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において「環境整備」とは、強度行動障害児を円滑に受け入れるために必要な対象施設等の改修工事及び備品等の購入をいう。

2 この要綱において「強度行動障害児」とは、こども家庭庁長官が定める基準（平成24年厚生労働省告示第270号第1号の7）に基づき算出した点数の合計が20点以上である児童をいう。

### (補助対象事業者)

第4条 補助金の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 第3条第2項に規定する強度行動障害児を受け入れている対象施設等を運営する事業者であること。
- 二 補助金を申請する対象施設等（以下「申請施設等」という。）において、当該強度行動障害児の支援方法等について、名古屋市発達障害者支援センターその他市長が指定する者（以下「りんくす名古屋等」という。）による訪問コンサルテーションを受けることができること。
- 三 当該補助金を活用した環境整備後の対象施設等において、当該強度行動障害児の受入れ及び支援を継続して行うことができること。

### (補助対象経費及び補助金額の算定基準)

第5条 補助対象経費は、強度行動障害児の受入れに必要な環境整備に係る経費とする。ただし、老朽化又は破損等による補修工事に係る経費を除く。

2 補助金の額は、前項に規定する補助対象経費の実支出額の合計額に4分の3を乗じ

て得た額とし、600,000円を上限とする。この場合において、算出された額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、名古屋市強度行動障害児受入環境整備補助金交付申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて、環境整備の開始前に市長に提出するものとする。

2 申請施設等は、あらかじめ、第4条第2号に規定するりんくす名古屋等による訪問コンサルテーションを受けるとともに、申請に係る強度行動障害児の環境整備の必要性及び内容等について、りんくす名古屋等から意見を聴取するものとする。なお、りんくす名古屋等は当該意見について、名古屋市強度行動障害児受入環境整備補助金意見書（別紙（3））を作成し、子ども青少年局子ども福祉課へ提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、名古屋市強度行動障害児受入環境整備補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）により、申請事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条の規定による交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該交付決定の通知を受けた日から20日以内に、申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

二 補助金を交付決定の内容又はこれに付された条件に違反して使用したとき。

三 この要綱又は名古屋市補助金等交付規則に違反したとき。

四 その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から20日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、名古屋市強度行動障害児受入

環境整備補助金事業実績報告書（第3号様式。以下「実績報告書」という。）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（額の確定の通知）

第11条 市長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を調査し、決定通知書に記載された金額の範囲内で適当と認めた額を名古屋市強度行動障害児受入環境整備補助金確定通知書（第4号様式。以下「確定通知書」という。）により、その実績報告書を提出した補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 確定通知書を受領した補助事業者は、市長へ名古屋市強度行動障害児受入環境整備補助金交付請求書（第5号様式）を提出することにより補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、交付すべき内容を調査したうえ、請求書を提出した補助事業者へ速やかに補助金を交付するものとする。

（検査等）

第13条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況若しくは補助金の収支状況について報告を求め、必要な指示をし、又は帳簿その他関係書類を検査することができる。

（書類の整備及び保存）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に際し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。